

## 日展審査員行動基準（ガイドライン）

公益社団法人 日展  
平成 27 年 5 月 29 日 第 79 回定時総会決議

公益社団法人日展が開催する「日本美術展覧会」の審査員は、明治四十年に開設された文展から帝展、改組帝展、新文展、そして戦後の文部省による日展の系譜をひく日本最大の公募総合美術展覧会の審査員として、その審査結果が日本における芸術文化の振興発展に大きく影響することを深く認識し、過去の鑑審査においても、先人、先輩会員らが築き上げてきた偉大な業績や大いなる遺産に対し敬意を払いつつ、自らの良心と芸術的信念に基づき審査員の役割を果たしてきた。しかし、公益法人としての日展の組織のあり方に対する信頼性向上の必要が高まっていることを鑑み、改めてこれまで審査員が信条としてきたところを行動基準として定め、これを自ら遵守することを宣言することにより、本法人の社会的信用の一層の向上を図り、健全なる美術創作に関する「日本美術展覧会」における鑑審査の公正性・公平性に対する社会の理解を得ようとするものである。

- (1) 審査員は、わが国の美術文化の振興発展に寄与すべき重大な責務を負っていることを自覚し、絶えず自己研鑽に努めつつ社会からの期待に相応しい行動にあたるものとする。
- (2) 審査員は、その社会的責任を自覚し、自らの良心と芸術的信念に基づき、公正かつ公平に鑑審査にあたるものとする。
- (3) 審査員は、日展以外の美術家団体、会派、研究会その他の任意のグループに所属する場合においても、その立場から離れ、日展構成員として行動することを確認する。
- (4) 審査員は、鑑審査を委嘱されてから鑑審査終了までの間において、会派による研究会などでの指導、下見をしないことを確認する。
- (5) 審査員は、鑑審査を委嘱された期間において、すべての出品者からの金品を受け取らないものとする。万一、金品が送られてきたときは、送り主の住所・氏名及びその明細を記録したのち、送り主に返還することとする。また、これらの事実を速やかに審査員長に報告するものとする。
- (6) 審査員は、鑑審査中、他の審査員の指導を仰いだり、他の審査員の判断に影響を与える行動をとらないものとする。また、他への影響を排除するため、鑑審査中の私語は慎むことを確認する。

- (7) 審査員は、鑑審査の経過並びに審査員の合議内容を洩らさないものとする。  
ただし、選評など広報目的で行う必要がある場合、その他正当な理由がある場合は、この限りでないものとする。
- (8) 審査員は、本行動基準の解釈・適用について疑義があるときは、審査主任又は審査員長に相談することとする。
- (9) 審査員以外の者は、鑑審査に介入してはならない。審査員は、鑑審査に対する介入があったと判断したときは、直ちに各科の審査主任又は審査員長に報告するものとする。